

芦別市特定空家等

解体助成事業について

本市では、市民の安全と安心な暮らしを確保するため、特定空家等又はこれに準ずる老朽化した空家等の解体に対する助成事業を行っています。

近年、全国的に空家等の相続放棄件数が増加傾向にありますが、放棄をされても他人に損害を与えた場合には、責任が問われることもあります。

そのようなことが起きる前に住むことができない老朽化した空家を解体し、土地の有効活用をご検討ください。

(※ 特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれがあると認められる空家等をいいます。)

助成の対象となる住宅

事前審査により、特定空家等又はこれに準拠する空家と認められる住宅。

(例：屋根の半分以上が崩れ、基礎が倒壊している等)

助成金の交付対象者

- ①対象空家等の所有者等であること。
- ②他の補償等の給付を受けていないこと。
- ③解体工事の着手前に申請し、年度内に解体工事が完了できること。
- ④市税を滞納していないこと。
- ⑤暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

助成の対象となる解体工事

国又は道に解体工事業の登録がある業者による工事であり、解体工事費が家屋の他に物置や車庫なども含めて30万円以上（税抜き）であること。

助成金の額

解体工事費(税抜き)の1/5に相当。
(上限額30万円)



※助成金の支払いは、解体工事費の支払い後になります。

※解体工事着手前に助成金の申請があり、年度内に解体工事を完了できる場合のみ助成対象となります。

※年度内であっても予算範囲内で締切りますので、事前にご確認ください。

申請書類の入手方法については、空き家・空き地情報バンクと同様になります。詳しくは裏面をご確認ください。

お問い合わせ先は裏面へ→

芦別市空き家・空き地情報

バンク制度のご紹介

空き家・空き地情報バンク制度とは

所有者が空き家・空き地の売却や賃貸を希望する物件（良好な管理状態であるもの）の情報を、住み替え等を希望する市民及び他市町村からの移住希望者に対し、市の窓口及びホームページで紹介することで、空き家・空き地の有効活用による定住人口の増加及び地域の活性化を図る制度です。

※登録期間は5年間で継続を希望する際は、別途手続きが必要です。



※1 ①申請書類は、下記の方法で入手できます。
(1) 市のホームページからダウンロード
(2) 市の窓口で受け取り
(3) 郵送

※2 ⑤市は直接交渉及び契約に関して関与しません。
(1) 売買等に係る仲介はできません。
(2) 売買等に係る必要な諸経費を一切負担できません。

【お問い合わせ先】

芦別市役所都市建設課住宅係 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地
☎ 0124-27-7381 (住宅係直通)